

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	01-01-09	戦略プラン	● 協働	○ 業務	○ 財務	○ 人事
事務事業名	保護司会補助	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	片岡	担当者名	菊池・高村
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-11-01	保護司会補助					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 27年度 ○ 26年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ○ 平成 53 年度		根拠	荒川区保護司会事業補助金交付要綱			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等				
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画			
行政評価事業体系	分野	V	文化創造都市				
	政策	10	活気ある地域コミュニティの形成				
	施策	02	青少年健全育成運動への支援				
目的	荒川区保護司会の活動に要する経費及び荒川区更生保護サポートセンター管理運営経費の一部を補助することにより、更生保護活動の充実並びに「社会を明るくする運動」を始めとする地域における犯罪予防活動や青少年健全育成等をもって、区の治安向上を図ることを目的とする。						
対象者等	荒川区保護司会						
内容	荒川区保護司会事業補助金交付要綱に基づき、「社会を明るくする運動」及び「荒川区更生保護サポートセンター」管理運営に要する経費に充当することを補助要件に補助金を交付する。 ◆保護司会 - 荒川区保護司会は、保護司法に基づき、法務大臣の委嘱を受け、更生保護の職務を遂行している保護司で組織されている。 - 荒川区保護司会は、昭和27年に結成され、60年余りにわたり活動を続けている。日常的な保護司としての活動はもとより、「社会を明るくする運動」に積極的に参加し、例年の活動に加えて平成17～18年度・20～26年度には、自衛隊や警視庁音楽隊等を招いた「社明コンサート」を主催している。 ◆更生保護サポートセンター - 保護司の活動を支える地域拠点であり、保護司の処遇活動の支援、関係機関・団体との連携、犯罪・非行の予防活動、更生保護関係の情報提供などを行うための施設。						
経過	昭和53年度 補助開始 平成10年度～14年度 補助率の見直し 平成17年度 補助条件の見直し（「社会を明るくする運動」に要する経費に充当することを補助要件とした） 平成27年度 荒川区更生保護サポートセンター開所に伴い、管理運営費の一部補助（17万円増額）						
必要性	保護司会は、地域の犯罪予防活動や青少年の健全育成に積極的に取り組み、区の治安向上に寄与している。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） - 事業実施に係る補助金交付申請を受け、事業計画及び予算等を審査し補助金を支出する。 - 事業終了後、事業報告書の提出を受け、事業実績及び決算等を審査して補助金額を確定する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		370	370	370	370	370	370	540
	①決算額（27年度は見込み）		370	370	370	370	370	370	540
	②人件費等		1,384	1,308	1,270	2,065	2,911	3,090	
	③減価償却費			436	467	807	1,183	1,300	
	【事務分担量】（%）		17	15	15	25	35	40	
	合計（①+②+③）		1,754	2,114	2,107	3,242	4,464	4,760	540
	特定財源	国							
		都							
		その他							
実績の推移	一般財源		1,754	2,114	2,107	3,242	4,464	4,760	540
	事項名		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	社明コンサートの主催（回）		1	1	1	1	1	1	1
	更生保護サポートセンター会議利用日数		-	-	-	-	-	-	78

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	保護司会事業補助金	370	負担金補助等	保護司会事業補助金	370	負担金補助等	保護司会事業補助金	540

指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	(参考) 社明コンサート入場者数（人）		1,030	1,050	1,049	550		21年度～：1回公演（入場者数は概算）27年度は会場縮小
	(参考) 更生保護サポートセンター会議利用日数（日）		-	-	-	78		

(問題点・課題分析)	・ 保護司会活動がより充実するよう、継続的に支援を行う必要がある。 ・ 更生保護サポートセンターが効率的に運営されるよう、支援してゆく必要がある。							
	(実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区) 補助金等交付事業（未実施）中野区							

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	保護司会と連携を密にして、相互に協力し、青少年健全育成や治安向上を図っていく。	更生保護サポートセンター開設に向けて、保護司会や庁内関係課と調整するとともにその運営に対する支援した。	さらに保護司会と連携を密にし、相互に協力し合い、青少年の健全育成や治安向上を図っていく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	犯罪の予防や青少年の健全育成、区の治安向上のため、引き続き保護司会に対する支援を行っていく。

議会（要旨）	○H25一定 職員保護司の職務について ○H26一定 保護司会活動への支援について
--------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-02-09	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	青少年問題協議会運営費	部課名	子育て支援部児童青少年課		課長名	根本	
		担当者名	齋藤		内線	3833	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）		01-07-01	青少年問題協議会運営費				
事務事業の種類		○新規事業（○27年度○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和○平成25年度		根拠	地方青少年問題協議会法			
終期設定	○有●無年度		法令等	荒川区青少年問題協議会条例			
実施基準	●法令基準内○都基準内○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	V文化創造都市					
	政策	10活気ある地域コミュニティの形成					
	施策	02青少年健全育成運動への支援					
目的	荒川区の青少年育成事業を総合的、効果的に推進するために、関係行政機関及び各団体等の連携を図る中核的機関として荒川区青少年問題協議会を設置し、その運営を行う。						
対象者等	区内の青少年						
内容	1 協議会の事務 ・青少年育成に関する総合的な施策の樹立について、必要な事項を調査・審議する。 ・青少年対策育成の総合的な施策の適切な実施を期するために、関係行政機関相互の連絡調整を図る。 ・上記2項に関し、関係行政機関に意見具申する。 2 委員 40人（会長：区長、区議会議員5、学識経験者22、関係行政機関12）、幹事9人 ・学識経験者の任期は2年、他の委員の任期はなく、関係行政機関の人事異動等にもなう委員の委嘱は毎年行なっている。 3 調査等の実績 ・『荒川区「家庭における親の教育意識と青少年」意識調査』を3年に1度実施。（H20、H23、H26） ・「荒川区青少年健全育成基本方針」を2年ごとに策定。（H26年3月に「H26・H27年基本方針」を策定）						
経過	昭和25年 任意機関として発足。 昭和31年 青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会法（昭和28年）に基づき荒川区青少年問題協議会条例を制定。条例により区長の附属機関となる。 昭和37年 調査対策専門部会の設置（昭和57年に専門部会に名称変更）。 平成11年 平成3年まで専門部会存続。一時休止していたが、平19年度より必要に応じ部会を設置。 根拠法令が地方青少年問題協議会法に改正され、青少年問題協議会の設置が任意になった。						
必要性	青少年をめぐる問題が複雑化・多様化する中で、要保護児童対策地域協議会、児童安全対策協議会など、目的が明確で緊急の対策が必要な協議会が設立されている。青少年問題協議会も、青少年をめぐる問題の総合的な施策・方針を策定する協議会であることから、設置の必要性は高い。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 区が事務局を務め、委員の委嘱事務をはじめとする青少年問題協議会の運営に関する事務を処理している。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		277	433	2,518	331	418	2,580	401
	①決算額（27年度は見込み）		264	295	2,420	127	298	2,474	401
	②人件費等		2,443	1,744	1,964	1,652	1,663	1,545	
	③減価償却費			581	622	645	676	650	
	【事務分担量】（%）		30	20	20	20	20	20	
	合計（①+②+③）		2,707	2,620	5,006	2,424	2,637	4,669	401
	特定財源	国							
		都							
		その他							
		一般財源	2,707	2,620	5,006	2,424	2,637	4,669	401
実績の推移	事項名		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	協議会の開催		2回	2回	2回	1回	2回	2回	1回（予定）
	（専門部会の開催）		0回	2回	2回	0回	2回	2回	1回（予定）

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	委員報酬	255	報酬	委員報酬	269	報酬	委員報酬	357
使用料等	会場使用料	24	需用費	会議賄い	21	需用費	会議賄い	18
需用費	会議賄い	19	委託料	意識調査委託	2,160	使用料等	会場使用料	26
			使用料等	会場使用料	24			

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	協議会の開催(回)	1	2	2	1	2	年1回～2回開催
	② 専門部会の開催(回)	0	2	2	1	2	必要に応じて開催
	③						

（問題点・課題分析）	・万引きを犯罪と思わない子どもが増加したり、薬物乱用の低年齢化、インターネット関連の犯罪や短絡的な殺人等の凶悪犯罪が増加したりするなど、近年の青少年問題は複雑化、多様化しており、青少年問題協議会における短時間の議論で問題解決の方向性を見出すことは困難になってきている。 ・子どもが被害者となる犯罪や児童虐待が続発するなど、これまで非行防止を重点としてきた青少年対策の範疇を超える課題が生じている。 ・都や国の施策がひきこもり等の困難を抱える若者への支援などに重点を置くようになり、これまで青少年問題協議会で解決策を検討してきた内容とは異なってきている。
	（実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区） 法令改正により青少年問題協議会の設置が任意となったため、新宿区は16年度で協議会を終了し、新宿区次世代育成協議会に統合した。中野区は20年度に協議会を終了し、21年度から中野区次世代育成推進審議会を設置した。

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	平成26年度に実施する『「荒川区の家庭における親の教育意識と青少年」の意識調査』の集計・分析等を行い報告書をまとめる。	平成26年度調査の集計・分析を行い、平成23年度同調査結果と比較をした結果、生活習慣の改善、学校生活への満足度等は改善されていた。	調査結果に基づき、社会問題となっている青少年のネット依存やSNSなどに関する対策等に関係機関と連携しつつ、取り組む。
②	各青少年育成地区委員会、町会、関係機関及び各種団体と連携を図り、現状に合った「青少年の健全育成」に取り組む。	各青少年育成地区委員会、町会、関係機関及び各種団体と連携を図りながら、青少年の健全育成に取り組んだ。	意識調査の調査結果を活用しながら「平成28年度・29年度荒川区青少年健全育成基本方針」を作成する。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の内容で実施する。

況議 （要 旨） 会 質 問 状	
------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-02-10	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	自然まるかじり体験塾	部課名	子育て支援部児童青少年課		課長名	根本	
		担当者名	蛭田		内線	3833	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-07-02	自然まるかじり体験塾					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業						
開始年度	●昭和 ○平成 62年度		根拠	「自然まるかじり体験塾」実行委員会設置要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	V 文化創造都市					
	政策	10 活気ある地域コミュニティの形成					
	施策	02 青少年健全育成運動への支援					
目的	子どもたちが、豊かな自然に恵まれた千葉県鴨川市の農家にホームステイし、共同生活をしながら農業・漁業体験をすることをおして、自然の恵みや食物の大切さを学び、自立心や思いやりの心を育むことができる場とする。						
対象者等	区内在住・在学の青少年（小学4年生～中学3年生）40人程度						
内容	・荒川区の青少年が、区の交流都市である千葉県鴨川市の農家に2泊3日の間ホームステイし、農家の一員として生活し、農作業を体験したり、鴨川漁港において、魚のさばき方を学ぶなどの漁業体験を行う。 ・参加者は、年齢や学校が異なる2～5人の班に分かれて、各受入農家で共同生活をする。 1日目～2日目…農家にホームステイして、野菜の収穫や畑仕事などの農業体験を行う。 3日目…漁港で魚のさばき方を学んだり、漁船に乗ったりする漁業体験を行う。						
経過	・昭和62年に第1回「自然まるかじり体験塾」を実施。当初は3泊4日で、バス2台、参加者73人、受入農家25軒で実施した。 ・平成4年度からは2泊3日に短縮し、平成10年度からは参加者をバス1台程度（40人）に削減した。 ・平成13年度から、荒川区青少年育成地区委員会連絡協議会主催事業（区後援事業）となったため、区は連絡協議会事務局として参加している。 ・漁業協同組合婦人部の高齢化により、平成27年度より新たな団体に体験指導を依頼する予定であるが、これまで実施していた内容と同様の体験を実施できるよう、調整している。 ・平成27年度は29回目となる。 ※経費は、連絡調整に要する旅費のみを計上。						
必要性	少子化・核家族化が進み、集団での遊びも少なくなっている中、自然まるかじり体験塾は、他人の家に滞在し、年齢が異なる子どもたちと共同生活することをおして、あいさつを始めとする基本的なマナーや社会ルールを学ぶ貴重な体験となっている。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 荒川区青少年育成連絡協議会主催事業であり、区が連協に対して支出している補助金と参加者から参加費を徴収して、本事業を実施している。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		187	251	241	218	218	201	201
	①決算額（27年度は見込み）		148	231	183	145	141	152	201
	②人件費等		4,886	3,488	3,388	3,717	3,743	2,704	
	③減価償却費			1,162	1,244	1,452	1,521	1,138	
	【事務分担量】（%）		60	40	40	45	45	35	
	合計（①+②+③）		5,034	4,881	4,815	5,314	5,405	3,994	201
	特定財源	国							
		都							
		その他							
実績の推移	一般財源		5,034	4,881	4,815	5,314	5,405	3,994	201
	事項名		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	参加者数		48人	59人	40人	40人	39人	39人	40人
	受入農家数		14軒	17軒	11軒	12軒	12軒	10軒	11軒

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
旅費	打ち合わせ、当日、説明会旅費	141	旅費	打合せ、当日、説明会旅費	152	旅費	打合せ、当日、説明会旅費	201

指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	参加者数（人）		40	39	39	40	40	
	②							
	③							

（問題点・課題分析）	・農業体験の受入農家について、長年にわたり受け入れを行ってきた農家では高齢化が進み、また、近年は多くの農家が兼業であるため、受入農家の確保が課題となっている。 ・漁業体験について、漁業協同組合より、27年度以降は協力できない旨の申し出があったため、今年度より新たな団体に魚のさばき方等の指導を依頼する予定であるが、前年度同様、充実した体験を実施できるよう、調整していく必要がある。 ・参加者の中には農漁業体験を行うというより、田舎に遊びに行くという感覚で参加している参加者もいるため、受入農家が戸惑う場合もある。
他区の実況	（実施 2 区 未実施 20 区 不明 0 区） 類似事業として墨田区・北区が各区の友好都市と交換留学を行い、農村体験を実施している。 墨田区＝区内小学校5・6年生を対象に山形県高畠町の農家へホームステイ（夏休み自然体験教室）。 北区＝区内小学生の代表が山形県酒田市の農家へホームステイ（都会っ子ふれあい農業体験）。

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	農家の高齢化が進み、受入先の確保が難しくなっている。受入先の実態に合わせて参加人数を調整し、今後の実施方法を検討する。	これまで協力している受入農家に加え、新たな農家からも協力が得られるよう、鴨川市等と調整をはかった。	今後も、受入農家の負担を軽減させるため、共同生活に支障がでることが予測される児童には、事前の指導を徹底する。
②	高齢化により漁業協同組合婦人部へは依頼できないため、平成27年度以降は、漁業体験の新しい実施内容について検討し決定する。	鴨川市と、漁業体験の受入先や内容について協議を行い、今年度より鴨川の食文化を広めることを目指す団体に依頼することになった。	今年度より新たな団体へ依頼する予定のため、より充実した体験が実施できるよう、調整していく必要がある。
③	田舎に遊びに行くという感覚の参加者もあり、受入農家が困惑することもあるため、参加者に対してルール等の説明をきちんと行う。	事前の説明会等で、保護者に対し参加者へ挨拶やマナーの指導を依頼するとともに、参加者自身にも意識づけを行った。	事前の説明会等で、挨拶を始めとする礼儀や他人の家に宿泊するときのマナー等を理解してもらい、共同生活ができるようにする。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の内容で実施する。

況議 （要 旨） 会 質 問 状	
------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード		09-02-11	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	地区委員会補助金			部課名	子育て支援部児童青少年課		課長名	根本
				担当者名	中俣		内線	3833
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）		01-07-03	地区活動費補助					
事務事業の種類		○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 57年度			根拠	荒川区青少年育成地区委員会事業補助金交付要綱			
終期設定	○有 ●無 年度			法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	V 文化創造都市						
	政策	10 活気ある地域コミュニティの形成						
	施策	02 青少年健全育成運動への支援						
目的	青少年育成地区委員会（以下「地区委員会」）は、地域社会の力を結集し、荒川区青少年問題協議会において調整された施策の実現に協力するとともに、地域における青少年の健全育成を図ることを目的に設置されている任意団体である。地区委員会が目的を達成するために、地区委員会の活動に要する費用について区が補助を行う。							
対象者等	青少年育成地区委員会（南千住・荒川・町屋・尾久・日暮里の5地区）							
内容	地区委員会の活動目標は①地域における青少年の健全育成に係る団体・公的機関相互の連絡調整、②青少年の社会参加促進に係る事業の実施、③家庭教育の充実・推進、④青少年に有害な環境の浄化等である。 ・補助金交付額（5地区総金額）…6,997千円（平成5年度）⇒6,297千円（10年度以降同額）。配分額は均等割（60%）と青少年（24歳以下）人口割（40%）による。 平成26年度から各地区への配分額を変更し、3年かけて移行させていくが、平成27年度は2年目となる。 南千住（委員数：92人）…1,302千円、荒川（132人）…1,140千円、町屋（119人）…1,091千円、尾久（115人）…1,473千円、日暮里（109人）…1,291千円 ・地区委員会の事業…〈健全育成〉子どもまつり、スポーツ大会、中学生の主張等、〈団体育成〉一日子ども会等、〈非行防止・環境浄化〉社明運動、環境浄化活動、街頭パトロール、〈家庭教育〉親子座談会、家庭教育講座、わがまちあんしん110番協力者の集い等、〈その他〉広報誌の発行等							
経過	・昭和32年に荒川区青少年問題協議会の下に5つの地区委員会を設置。昭和37年には青少年問題協議会から独立し、現在は、各地区92～132人の委員で構成されている。地区委員会では、広報部・補導部・育成部・環境対策部などの部会を設けている。 ・平成23年度には、名称を「対策」から「育成」に変更した。 ・平成24年・25年度に、平成10年以降16年間、固定化されていた5地区の補助金配分額の見直しの検討を行い、平成26年2月6日の会長会で次のような考え方に基づく変更の了承を得たため26年度から変更。 ①補助金総額は変更しない。②H26.1.1現在の青少年人口に基づき5地区全体で配分額を調整。 ③変更は26年度から3年かけて調整。④今後も定期的に見直し。 ・各地区委員会の事務局は地域振興課が務める。							
必要性	長年にわたり、地域で青少年を見守り育てる活動を実施してきた、荒川区の青少年育成行政を支える団体であり、補助金の支出により、その活動を支援する必要性は高い。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ・地区委員会の事業…各地区の実情に応じて、事業を実施している。 ・補助金の交付決定及び確定に関する事務は児童青少年課が行い、各地区委員会へ支出する。							

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		6,297	6,297	6,297	6,297	6,297	6,297	6,297
	①決算額（27年度は見込み）		6,297	6,297	8,047	6,297	6,297	6,155	6,297
	②人件費等		814	872	2,541	2,478	2,495	2,097	
	③減価償却費			291	933	968	1,014	943	
	【事務分担量】（%）		10	10	30	30	30	29	
	合計（①+②+③）		7,111	7,460	11,521	9,743	9,806	9,195	6,297
	特定財源	国							
		都							
		その他							
実績の推移	一般財源		7,111	7,460	11,521	9,743	9,806	9,195	6,297
	事項名		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	地区委員会委員数		523人	529人	547人	547人	549人	561人	567人

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助	地区委員会補助金	6,297	負担金補助	地区委員会補助金	6,155	負担金補助	地区委員会補助金	6,297

指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	地区委員会委員数(人)		547	549	561	567	575	
	② 事業（こどもまつり）参加者数(人)		23,196	21,554	20,790	25,000	25,000	
	③							

（問題点・課題 指標分析）	- 補助金の交付決定及び確定に関する事務を児童青少年課が行っているが、各地区委員会の事務局は地域振興課にある。そのため、連携を密にして事業を進めていく必要がある。また、各地区委員会の課題として、構成員の固定化、高齢化がある。青少年の健全育成事業を円滑に進めるために、後継者の確保が必要である。 - 補助金の各地区への配分額について、各地区の青少年の人口増減を踏まえ、26年度からの3年間をかけて、各地区の補助金配分額を調整していくこととなったが、今後も定期的に見直しを行う必要がある。							
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）							

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	各地区委員会及び地域振興課と連絡を密にし、相互に協力して事業を実施していく。	各地区委員会及び地域振興課と、相互に協力しながら事業を実施した。	各地区委員会及び地域振興課と連絡を密にし、相互に協力して事業を実施または支援していく。
②	固定化されていた各地区の補助金配分額を、現状の青少年の人口割とするため、H26年度から3年かけ、補助金配分額を調整していく。	3年間で実施する各地区の補助金配分額調整の1年目であり、各地区に対し、調整を図った。	各地区補助金配分額を、現在の青少年の人口割にするため、26年度から3年かけて調整をしていくが、今後も見直しを図っていく。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	青少年の健全育成を進める地域活動の要の組織体であり、今後も充実を図る。

況議 （要 旨） 会 質 問 状	
------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-02-12	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	地区委員会連絡協議会補助金	部課名	子育て支援部児童青少年課		課長名	根本	
		担当者名	中俣		内線	3833	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-07-03	地区活動費補助					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業						
開始年度	●昭和 ○平成 55年度		根拠	荒川区青少年育成地区委員会連絡協議会事業補助金交付要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	V 文化創造都市					
	政策	10 活気ある地域コミュニティの形成					
	施策	02 青少年健全育成運動への支援					
目的	青少年育成地区委員会連絡協議会は、青少年育成各地区委員会が協力して、その目的を効果的に達成することを目指す任意団体である。合同事業の推進、5地区の連携強化につながるように、連絡協議会の活動に要する経費について区が補助を行う。						
対象者等	青少年育成地区委員会連絡協議会						
内容	連絡協議会の事業は、①各地区委員会の共通課題の協議・調整、②地区委員会の運営についての区との連絡・調整、③青少年の表彰等の合同事業の実施である。 ・青少年表彰…昭和55年から実施。区内在住・在勤・在学の25歳以下の青少年を対象に、その行為や日頃の活動が他の模範となる青少年（個人）及び団体を表彰する。平成27年度は36回となる。 ・自然まるかじり体験塾…小学4年～中学3年生が、鴨川市の農家にホームステイし、農作業等を体験する。昭和62年度から実施しており、平成27年度は29回となる。 ・わがまちあんしん110番…町会、学校、PTA、警察、区等の協力の下に、子どもたちが緊急避難できる場所づくりを行う（避難場所は、ステッカー・プレートで表示。）。22年度から、事業協力者を対象とした補償保険に加入。（27年度契約額288千円、2,400件分） ・連絡協議会会議（年3回）、地区委員会会長会（年3回以上）、実務担当者会議（随時）を開催。						
経過	・連絡協議会は5地区の地区委員会が、事業効果の拡大と合同事業を推進するため、昭和55年に「荒川区青少年対策地区委員会連絡協議会」を設置した。連絡協議会委員の任期は2年、25人（各地区委員会から5人ずつ選出）で構成。 ・22年度に協議会発足30周年を迎え、記念事業として講演会等を実施。 ・23年度は地区委員会の名称変更に伴い「荒川区青少年育成地区委員会連絡協議会」と名称を変更。 ・補助金交付額：1,200千円（平成5年度）⇒1,080千円（10年度）⇒12・13年度に5%削減⇒974千円（13～19年度）⇒1,054千円（20年度）⇒1,195千円（21年度）⇒1,583千円（22～23年度）⇒1,245千円（24年度～27年度） ・連絡協議会の事務局は児童青少年課が務める。						
必要性	児童緊急安全対策等、全区的対応が求められる各地区委員会共通課題が増加しており、連絡協議会の必要性は高い。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 「自然まるかじり体験塾」、「青少年表彰」、川の手荒川まつりにおける「ミニ隅田川」は、それぞれ実行委員会を組織して運営・実施する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		1,195	2,665	2,531	1,545	1,545	1,545	1,545
	①決算額（27年度は見込み）		1,195	2,465	2,358	1,533	1,533	1,533	1,545
	②人件費等		814	872	3,388	4,544	4,574	3,642	
	③減価償却費			291	1,244	1,775	1,859	1,593	
	【事務分担量】（%）		10	10	40	55	55	49	
	合計（①+②+③）		2,009	3,628	6,990	7,852	7,966	6,768	1,545
	特定財源	国							
		都	地域青少年健全育成支援事業補助	242	326	340	330	0	0
		その他							
実績の推移	一般財源		1,767	3,302	6,650	7,522	7,966	6,768	1,545
	事項名		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	青少年表彰被表彰者		4人・3団体	4人・2団体	3人・3団体	4人・3団体	7人・4団体	4人・6団体	7人・7団体（予定）
	自然まるかじり体験塾参加者数		48人	59人	40人	40人	39人	39人	40人

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
役務費	あんしん110番保険料	288	役務費	あんしん110番保険料	288	役務費	あんしん110番保険料	300
負担金補助	地区委員会補助金	1,245	負担金補助	地区委員会補助金	1,245	負担金補助	地区委員会補助金	1,245

指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	青少年表彰被表彰者数（人）		4	7	4	7	7	
	② 青少年表彰被表彰団体数		3	4	6	7	7	
	③ 自然まるかじり体験塾参加者数（人）		40	39	39	40	40	

（問題点・課題分析）	・わがまちあんしん110番事業協力者の管理について、正確な件数を把握していくためには、地域振興課（各区民事務所）と協力し、定期的な調査を行う必要がある。							
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）							

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	各地区の委員が連携して合同事業に取り組めるように援助し、現在の連協事業の強化を図る。	27年2月に開催した連協研修会では、各地区委員会の情報交換・勉強会として、課題を共有して改善策を議論し、充実した研修の場となった。	各地区の委員との交流・連携の強化を図るため、連協研修会等を充実させていく必要がある。
②	わがまちあんしん110番事業協力者について、正確な件数を把握していくためには、定期的な調査を行う必要がある。	わがまちあんしん110番の事業協力者の正確な件数把握や新規協力者募集について、実施方法の検討を行った。	事業協力者について、正確な件数を把握していくため、定期的な調査を行いつつ、新たな協力者を得るため、周知を行う。
③			

事務事業の分類			分類についての説明・意見等
27年度	28年度		
推進	推進		青少年の健全育成を進める地域活動の要の組織体であり、今後も充実を図る。

況議 （要 会 質 問 状	
------------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード		09-02-13	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	“社会を明るくする運動”地区推進委員会補助			部課名	子育て支援部児童青少年課		課長名	根本
				担当者名	中俣		内線	3833
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-07-04		社明運動地区推進委員会補助					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和○平成61年度			根拠	社会を明るくする運動荒川区推進委員会設置要綱			
終期設定	○有●無年度			法令等				
実施基準	○法令基準内○都基準内●区独自基準			計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	V文化創造都市						
	政策	10活気ある地域コミュニティの形成						
	施策	02青少年健全育成運動への支援						
目的	“社会を明るくする運動”を効果的に推進するため、区内5地区（南千住・荒川・町屋・尾久・日暮里）に推進委員会を設け、各地区の実情に合った運動が展開できるよう、活動経費の一部を区が補助する。							
対象者等	“社会を明るくする運動”の対象は全区民であるが、補助の対象は5地区推進委員会である。							
内容	・“社会を明るくする運動”は、犯罪や非行のない明るい社会の実現と、次代を担う青少年を非行から守るための地域活動の推進を目的として、法務省が主唱している事業である。 ・各地区の推進委員会は、青少年育成地区委員会を中心に、保護司会、町会、民生委員・児童委員、商店街等、多くの地域団体で組織しており、荒川区推進委員会の実施要領に定める重点目標や運動方針に則して、地域の実情にあった活動を企画、実施している。 ・各地区推進委員会の事業…平成27年度は、南千住（社明パレード、駅頭・街頭宣伝）、荒川（社明パレード、駅頭・街頭宣伝）、町屋（集会、街頭宣伝、社明いきいきフェスタ）、尾久（社明の集い、駅頭・街頭宣伝）、日暮里（社明パレード、駅頭・街頭宣伝）等を実施する。 ・補助金交付額…各地区203,000円（5地区合計1,015,000円）。 ・荒川区推進委員会の事務局は児童青少年課が、各地区推進委員会の事務局は地域振興課が務める。							
経過	・昭和24年に前身となる運動（銀座フェア）が銀座の商店主等により開始され、同26年に「社会を明るくする運動」に名称を変更した。 ・平成22年度に更生保護60周年迎え、名称は“社会を明るくする運動”をそのまま継続し、副題に「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」を添えた。（東京都保護観察所） ・平成27年度で65回を数える。 ・各地区への補助金額 150,000円（昭和61年度）⇒200,000円（平成元年度）⇒250,000円（5年度）⇒225,000円（10年度）⇒※12・13年度に5%減⇒202,800円（14年度～19年度）⇒203,000円（20～27年度）							
必要性	犯罪や少年非行の予防への地域の取り組みはますます重要になっており、その一環として社明運動の果たす役割は大きい。							
実施方法	（1直営）（直営の場合●常勤○非常勤○臨時職員） ・補助金の交付決定及び確定に関する事務は、児童青少年課が行い各地区委員会へ支出する。 ・各地区の実情に応じて、各地区推進委員会が事業を実施している。							

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		1,015	1,015	1,015	1,015	1,015	1,015	1,015
	①決算額（27年度は見込み）		1,015	1,015	1,015	1,015	1,015	1,015	1,015
	②人件費等		814	872	2,541	2,065	2,079	2,002	
	③減価償却費			291	933	807	845	943	
	【事務分担量】（%）		10	10	30	25	25	29	
	合計（①+②+③）		1,829	2,178	4,489	3,887	3,939	3,960	1,015
	特定財源	国							
		都							
		その他							
実績の推移	一般財源		1,829	2,178	4,489	3,887	3,939	3,960	1,015
	事項名		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	運動参加者		28,984人	27,076人	29,821人	32,325人	29,652人	32,216人	33,000人(予定)

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	「社明運動」地区推進委員会補助金	1,015	負担金補助等	社明運動地区推進委員会補助金	1,015	負担金補助等	社明運動地区推進委員会補助金	1,015

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
① ② ③	「社明運動」参加者数(人)	32,325	29,652	32,216	33,000	33,000	駅頭・街頭宣伝、パレード、会議、各種集会等

（問題点・課題 指標分析）	・補助金の交付決定及び確定に関する事務は児童青少年課が行っているが、各地区委員会の事務局は地域振興課にある。そのため、連携を密にして事業を進めていく必要がある。 ・“社会を明るくする運動”は、法務省主唱の全国的な運動であるので、一般区民にも広く浸透するように、運動の啓発活動・周知活動を行う必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） ※“社会を明るくする運動”への関わり方は、区により異なる

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	各地区推進委員会及び地域振興課と連絡を密にし、相互に協力して活動を実施していく。	各地区推進委員会及び地域振興課と相互に協力することで、各地区がそれぞれの状況に即した推進活動を行うことができた。	各地区推進委員会及び地域振興課との連絡をより密にし、関係団体との相互協力を推進していく。
②	各地区で実施している運動は、街頭パレードを実施するなど、全国的にも高く評価されているため、今後も運動の周知を行っていく。	各地区で実施している運動について、実情に合わせて開催形態や内容の変更を行いつつ、区報等で運動の周知を行った。	街頭パレードに限らない、多種多様な運動の形態を検討し、実施していく。
③	強調月間が7月であるため、暑さ対策や省エネ対策に充分配慮しつつ、活動時期を7月に限定しないなど工夫しながら、啓発活動を行う。	各地区実施の啓発活動について、7月以外の開催も浸透しつつあり、1年を通して本運動を展開した。	暑さ対策や省エネ対策を行いつつ、活動時期を7月に限定しないなど工夫しながら、啓発活動を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の内容で実施する。

況 議 会 （要 質 問 状 旨）	
-------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-02-14	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	「あらかわの心」推進運動への支援	部課名	子育て支援部児童青少年課		課長名	根本	
		担当者名	中俣		内線	3833	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）		01-07-05	青少年健全育成運動支援事業費				
事務事業の種類	○新規事業（○27年度○26年度）○建設事業●それ以外の継続事業						
開始年度	○昭和●平成17年度		根拠	「あらかわの心」推進運動区民委員会規約			
終期設定	○有●無		法令等				
実施基準	○法令基準内○都基準内●区独自基準		計画区分	●計画○非計画			
行政評価事業体系	分野	V文化創造都市					
	政策	10活気ある地域コミュニティの形成					
	施策	02青少年健全育成運動への支援					
目的	希薄化しつつある倫理観や正義感、思いやりや奉仕、助け合いの心の回復を図り、大人が良い手本を示す社会づくりを進めてくことができるよう、区は「あらかわの心」推進運動の普及・啓発を図るための支援を行う。						
対象者等	「あらかわの心」推進運動への支援の対象は「あらかわの心」推進運動区民委員会であるが、「あらかわの心」推進運動の対象は全区民である。						
内容	・「あらかわの心」推進運動は、大人の態度や行動が子どもに大きな影響を与えることを踏まえ、大人が良き手本となって、子どもたちの正義感や倫理観、思いやりの心を育み、大人も子どもも地域社会の構成員としての自覚を持ち、互いを尊重し、助け合い支え合う地域社会の実現を目指す区民運動である。 ・区の支援…「あらかわの心」推進運動区民委員会に対する補助金の交付（補助金額は1,636,000円その他、10周年記念事業に係る費用として932,000円）、区民委員会構成団体への支援（消耗品の支給等）、区が区民委員会事務局を担う。 ・「あらかわの心」推進運動の事業…運動の周知（区報、ホームページ等）、啓発事業（イベント等）、区民委員会の開催（年1回）、区民委員会幹事会の開催（随時）、「あらかわの心」ニュースの発行（年1回）、出前説明会・寸劇の公演（随時） ・27年度は10月3日に10周年記念事業を実施予定。						
経過	・豊かな心を育む荒川3つの行動プラン区民推進委員会の発足（14年6月） ・豊かな心を育む区民大会の開催（14年10月） ・豊かな心コンクールの実施（15年度） ・豊かな心を育む3つの行動プラン出前説明会の実施（16年度） ・「あらかわの心」推進運動へのバージョンアップ、シンボルマークの決定、出前説明会の実施（17年度～）、おせっかいおじさん、おばさん運動（18年度～）、「あらかわの心」カルタ作成（19年度）、「江戸しぐさ」講演会実施（20年度）、「あらかわの心」カルタ大会の実施（21年度～）、「あらかわの心」クリアファイルの配布（22年度～）、おせっかい体験談パンフレットリニューアル（23年度）、「あらかわの心」推進運動区民委員会リーフレット・リニューアル（24年度）、区民委員会マンガリーフレットの活用及び出前説明会の実施（平成25年度）、10周年記念事業・事業部会及び記念誌部会の立ち上げ、事業内容の検討（平成26年度～）						
必要性	「あらかわの心」推進運動は、子どもたちの心の荒廃や地域の教育力の低下等の課題を踏まえ、子どもの健全育成のために、地域住民が自覚を持ち連帯し、大人から変わっていくことをめざす運動であり、その必要性は高い。						
実施方法	（1直営）（直営の場合●常勤○非常勤○臨時職員） 年度当初に補助金を交付し、周知運動等の啓発事業を実施する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		1,678	1,678	1,678	1,636	1,636	1,636	2,568
	①決算額（27年度は見込み）		1,560	1,636	1,559	1,636	1,636	1,636	2,568
	②人件費等		4,886	4,360	4,235	3,717	3,743	3,904	
	③減価償却費			1,453	1,555	1,452	1,521	1,723	
	【事務分担量】（%）		60	50	50	45	45	53	
	合計（①+②+③）		6,446	7,449	7,349	6,805	6,900	7,263	2,568
	特定財源	国							
		都	地域青少年健全育成支援事業補助	486	326	343	339	638	760
		その他							
実績の推移	一般財源		5,960	7,123	7,006	6,466	6,262	6,503	1,930
	事項名		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	啓発事業（区民委員会事業）		カルタ大会	クリアファイル配布	クリアファイル配布	クリアファイル配布	リーフレット等配布	リーフレット等配布	リーフレット等配布
	ニュースの発行（区民委員会事業）		2回	3回	2回	2回	2回	1回	1回（予定）
	区民委員会・幹事会の会議開催		11回	8回	8回	8回	8回	8回	8回（予定）
事業部会・記念誌部会の開催							計19回	計16回（予定）	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	区民委員会補助	1,636	負担金補助等	区民委員会補助	1,636	負担金補助等	区民委員会補助	2,568

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	ニュースの発行【区民委員会】 (回)	2	2	1	1	2	
	② 啓発事業（回）	12	20	25	29	30	カルタ大会、出前説明会、 PR寸劇等の開催回数
	③						

（問題点・課題 指標分析）	・「あらかわの心」推進運動を区民運動として推進していくためには、より多くの区民の参加が必要である。そのために、より効果的な普及・啓発方法を検討していく必要がある。 ・「あらかわの心」推進運動幹事会のメンバーが固定化、高齢化しているため、幹事の若返りや幹事会への出席を促すように努める必要がある。 ・平成27年度には発足10周年を迎えるため、記念事業を通して、一般区民や参加団体へ、「あらかわの心」のさらなる普及・啓発を図る契機とし、内容を充実させていく必要がある。
	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	「あらかわの心」10周年記念事業（10月3日実施）に向け、事業部会及び記念誌部会を設置し、具体的な内容を検討していく。	「あらかわの心」10周年記念事業・事業部会及び記念誌部会を発足させ、実施内容や、記念誌内容の検討を行った。	「あらかわの心」10周年記念事業を10月3日に開催予定であるため、周年事業を円滑に実施し、啓発につなげていく。
②	幹事の更新の機会（2年間に1回）の度に、新幹事の勧誘が行えるよう計画的に周知し、幹事の若返りに努める必要がある。	各参加団体において、現幹事以外のメンバーにも、活動へ参加してもらうため、幹事会等で呼びかけを行った。	27年度は、10周年記念事業を実施するため、周年事業を含め、新旧幹事を交えて啓発事業を積極的に取り組めるようにする。
③	「あらかわの心」リーフレットやニュース及び「あらかわの心」カルタ等を通して、広く区民へ「あらかわの心」を周知する。	「あらかわの心」ニュースの内容を再検討し、理念や活動について掲載したリニューアル号を、部数を増やして発行し、広く周知した。	10周年記念事業において、広報物品等の配布を行い、広く区民へ「あらかわの心」を周知する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	区民への周知を推進する必要がある。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード		09-02-15	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	“社会を明るくする運動”推進事業			部課名	子育て支援部児童青少年課		課長名	根本
				担当者名	中俣		内線	3833
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（27年度）		01-07-07	社明運動荒川区推進委員会事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和○平成60年度			根拠	社会を明るくする運動荒川区推進委員会設置要綱			
終期設定	○有●無年度			法令等				
実施基準	○法令基準内○都基準内●区独自基準			計画区分	○計画		●非計画	
行政評価 事業体系	分野	V	文化創造都市					
	政策	10	活気ある地域コミュニティの形成					
	施策	02	青少年健全育成運動への支援					
目的	荒川区における“社会を明るくする運動”を効果的に推進するため、各地区推進委員会が地域ごとに特色のある啓発運動が展開できるよう常設機関として統一的な連絡調整を行う。							
対象者等	区民全般							
内容	“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする法務省主唱の全国的運動であり、平成27年度で65回目である。 “社会を明るくする運動”荒川区推進委員会（区長が委員長）では、国や都の方針を踏まえ、その年の実施要領を審議・決定する。この実施要領に基づき、区内5地区の推進委員会がそれぞれ区内各地でパレード、社明の集い・駅頭・街頭宣伝を行い、啓発物品やチラシを配布するほか、地域ごとに特色のある啓発活動を実施している。 - 本運動に積極的な貢献をした民間協力者に対して感謝状を贈呈している。また、保護司会の開催する「社明コンサート」へ共催する。 - 区は、“社会を明るくする運動”荒川区推進委員会に対し、メモ帳やごみ収集袋などの啓発物品を現物給付するほか、同推進委員会の事務局として、会議や感謝状贈呈式（毎年12月）を開催する。							
経過	- 昭和24年、戦後の荒廃の中で、食べ物も住むところもない子どもたちの将来を心配した人たちが、保護された子どもたちのためのサマースクール開設資金づくり（銀座フェア）を行ったことをきっかけに、犯罪や非行を防止し、罪を犯した人たちが立ち直るための理解と協力を呼びかける運動が全国的に実施されるようになった。 - 昭和26年には「社会を明るくする運動」と名前を変え、全国規模の運動として発展した。区内では、青少年育成地区委員会を中心とする“社会を明るくする運動”各地区推進委員会が、集会、ビデオ上映会、防犯パトロールを実施するなど、多種にわたる事業を展開し運動の啓発に努めている。 - 平成22年度には、更生保護60周年を迎えるにあたり、名称は“社会を明るくする運動”とし、副題として「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」を添えるものとなった。（東京都保護観察所）							
必要性	犯罪や少年の非行予防への取り組みはますます重要になっており、その一環として、社会を明るくする運動や環境浄化活動等の果たす役割は大きい。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）							

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		613	680	509	622	622	698	551
	①決算額（27年度は見込み）		417	552	460	583	469	580	551
	②人件費等		4,072	4,360	3,388	3,304	3,327	2,929	
	③減価償却費			1,453	1,244	1,291	1,352	1,333	
	【事務分担量】（%）		50	50	40	40	40	41	
	合計（①+②+③）		4,489	6,365	5,092	5,178	5,148	4,842	551
	特定国								
	都								
	その他								
実績の推移	一般財源		4,489	6,365	5,092	5,178	5,148	4,842	551
	事項名		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	運動参加者		28,984人	27,076人	29,821人	32,325人	29,652人	32,216人	33,000人（予定）

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	会議賄い、啓発物品、印刷	441	需用費	会議賄い、啓発物品、印刷	554	需用費	会議賄い、啓発物品、印刷	523
使用料等	会場使用料	26	役務費	賞状部分筆耕料	4	役務費	賞状部分筆耕料	5
役務費	賞状部分筆耕料	3	使用料等	会場使用料	22	使用料等	会場使用料	23

指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	「社明運動」参加者数(人)		32, 325	29, 652	32, 216	33, 000	33, 000	啓発宣伝活動等参加者数
	② 「社明運動」会議等開催回数(回)		130	139	121	200	200	会議、集会、講演会等
	③							

（問題点・課題 分析）	・ “社会を明るくする運動” は、非行防止や自立援助など更生保護に関する普及啓発を目的としており、保護司会の事業目的に最も合致するものであるが、荒川区においては、区推進委員会のもとに各地区推進委員会を設置し、各青少年育成地区委員会を実施主体として活動しているため、青少年の健全育成に関する啓発をも包含した実施内容となっている。 ・ 社明運動は年間をとおして展開される運動であるが、特に内閣府主唱の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（毎年7月）及び「全国青少年育成強調月間」（毎年11月）と連携を図る必要がある。 ・ 啓発活動が主であるため啓発物品の内容については、毎年見直しを図っていく必要がある。							
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） ※ “社会を明るくする運動” については、各区推進委員会の体制により区の運動への関与の状況が異なる							

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	各地区推進委員会及び地域振興課と連絡を密にし、相互に協力して活動を実施していく。	各地区推進委員会及び地域振興課と相互に協力することで、各地区がそれぞれの状況に即した推進活動を行うことができた。	各地区推進委員会及び地域振興課との連絡をより密にし、関係団体との相互協力を推進していく。
②	強調月間が7月であるため、暑さ対策や省エネ対策を行いつつ、活動時期を7月に限定しないなど工夫しながら、啓発活動を行う。	各地区実施の啓発活動について、7月以外の開催も浸透しつつあり、1年を通して本運動を展開した。	暑さ対策や省エネ対策を行いつつ、活動時期を7月に限定しないなど工夫しながら、啓発活動を行う。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議 会 （要 旨）	議 会 質 問 状
--------------------	-----------------------